

2016年3月23日

## 判決（勝訴）確定のご報告

書籍スキャン事業者に対する訴訟  
原告弁護士団一同

浅田次郎、大沢在昌、永井豪、林真理子、東野圭吾、弘兼憲史及び武論尊（五十音順）の7名は、書籍スキャン事業者7社及び代表者個人を被告として、著作者の許諾なき大規模スキャン事業が著作権侵害にあたることを理由に、著作権侵害行為の差し止め等を求める訴えを、2012年11月27日に提起しました。この訴訟については、2013年9月に被告のうち2社及び代表者、同年10月に被告のうち4社及び代表者について第一審判決が出され、原告側の全面勝訴となりました。その後、被告のうち控訴をしなかったもの、控訴を取り下げたものを除く1社及び代表者（有限会社ドライブレッジジャパン／代表者：長屋好則 サービス名：スキャポン）が、第一審判決を不服として、知的財産高等裁判所に控訴しましたが、2014年10月22日に控訴棄却の判決が出されました。

さらに同社及び代表者は最高裁判所での審理を求めて上告受理申立をしておりましたが、2016年3月16日付けで、上告受理申立不受理決定がなされました。

これにより一連の訴訟が終結し、7名の作家側の全面勝訴が確定いたしましたので、ここにご報告いたします。

なお当初2012年11月の訴えの概要及び訴訟提起に至る経緯の詳細については、同月27日付けプレスリリースを、第一審判決については2013年9月30日付け及び同年10月30日付けプレスリリースを、控訴棄却時は2014年10月22日付けのプレスリリースをそれぞれご参照下さい。

### <原告弁護士団一同のコメント>

「2016年3月16日付けで、最高裁において上告受理申立不受理の判断がなされました。この判断により、原告（第一審時）による差し止めの請求及び損害賠償請求を認める、原告の全面勝訴の判決が確定しました。

一連の訴訟のなかで繰り返し訴えてまいりましたが、無許諾の書籍スキャン事業は違法です。同事業には権利者の許諾と公正なルールの遵守が必要となる旨の第一審判決、知財高裁判決が、最高裁において確定されたことには大きな意義があると考えます。」

## 〈本件の経緯と補足〉

過去のプレスリリースにも記載したとおり、「自炊代行」と称する書籍の大規模スキャン事業は、2010年以後急速に増加し、その後1年数ヶ月で約100社を数えるまでになりました。こうした事業は現行法の「私的複製」の例外では到底許容され得ず、著作権者の許諾が必要であるとの見解が有力でしたが、現実には無許諾で行われており、そのため著者や出版社の希望や危惧を全く顧慮しないサービス内容のものが少なくありません。

一例として、業者のなかには裁断本をユーザーに返還する者や、使い回された裁断本からのスキャンを受注する者も多く、現にネット上における裁断本の買い取り・販売は後を絶ちません。提訴時のプレスリリースでも、ヤフーオークションだけで約2,000件が出品されている事実を指摘いたしました。現在もおよそ3,000件の出品が確認されています。この場合、「購入された1冊の書籍が1つの電子データに変換されただけ」とは到底言えず、実態においては無許諾の電子書籍を廉価で入手する手段として、裁断本の転売と大規模スキャン事業が利用されることとなります。

また、大規模スキャン事業により、複製防止処置（いわゆるDRM）が施されていない電子ファイルが個人では到底不可能な規模で生成されることへの危惧も、従前のプレスリリースに述べたとおりです。残念ながらほとんどの事業者は、発注者によるデータの悪用を防止する措置を何らとっておらず、その点に関心も示していません。

こうした危惧から、122名の著名な作家・漫画家が許諾しない作品の受注スキャンを停止するよう事業者に質問及び通知し（2011年9月5日付け及び同年10月17日付け）、同年12月にはこれに応じない2事業者を、さらに2012年11月には今回の被告ほか6事業者を、原告7名が提訴しました。

最後まで争う姿勢を見せた今回の被告について、第一審の東京地裁判決で無許諾のスキャン事業が違法であると判断され、知財高裁でも被告の控訴は棄却されました。そしてこのたび2016年3月16日付けで、最高裁でも上告審として受理しない旨の決定がなされました。これにより書籍スキャン事業を行うためには権利者の許諾が必要となる旨、明確に示され、著作者の同意を得られないスキャン事業の存続は困難となりました。以後は、著作者も納得する公正なルール作りが求められることとなります。

以 上